

【 注射 】

５９１ 外来患者におけるビダラビン【注射薬】（単純疱疹等）の算定について

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

外来患者における単純疱疹又は単純ヘルペスに対するビダラビン【注射薬】（アラセナーＡ点滴静注用）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

アラセナーＡ点滴静注用の添付文書の効能・効果は、「単純ヘルペス脳炎、免疫抑制患者における帯状疱疹」である。

単純疱疹（単純ヘルペス）は、単純ヘルペスウイルスの感染により発症する疾患で、免疫機能が低下した重症患者等、迅速な治療を行う場合には抗ウイルス薬の注射薬の投与が必要だが、外来患者は、抗ウイルス薬の内服薬や外用薬での対応で十分であり、注射薬投与の必要性は低い。

以上のことから、外来患者における単純疱疹又は単純ヘルペスに対するビダラビン【注射薬】（アラセナーＡ点滴静注用）の算定は、原則として認められないと判断した。